

令和 6 年度		「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」	9_その他
No.	件名・内容	回答	
1	上尾市監査委員条例及び規程の改正について (内容) 現状の上尾市の監査条例及び規程は、十二分に機能を果たしてないと思慮されるので、改正をして欲しい。 依って、賛否について具体的に列挙して回答されたい。 【受付 No.】 6－2004 【受付日】 令和 6 年 5 月 7 日	監査委員が行う監査は、平成 29 年の地方自治法改正において監査制度の充実強化が図られたことに伴い、本市でも「上尾市監査基準」を定め、令和 2 年度からは監査基準に基づく監査を実施しております。 ご指摘の上尾市監査委員に関する条例は、地方自治法に基づき、監査委員の定数や監査等の実施期日など、監査委員の組織及び運営に関する必要事項について、また、上尾市監査委員事務局規程は、事務局の職や職務等について、それぞれ基本事項を定めたもので、現時点では改正の必要性はないものと考えますが、引き続き監査基準に基づく監査の実施を徹底しつつ、不適切な事務処理やミスの防止、業務改善を図るべく、毎年度の監査計画を策定、実施してまいります。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048-775-4918 監査委員事務局 (電話) 048-775-9692	
2	上尾市 web サイトトップページの左側のメニュー名を変更する (内容) 上尾市 web サイトトップページの左側のメニュー「市民の声 → 市民コメント制度」について、「市民の声 → 市民の意見募集」に変更し、「市民コメント制度」と「法令による意見聴取」があることを説明書きする。 【理由】 市民からすれば、肝心なのは「市民が意見を提出すること」であって、市民コメントであろうが、法令による意見聴取であろうが、どちらでもよいことである。しかも、市民コメント制度を開くと、「現在、意見募集はありません」と表示されている。以上のことから、現在、市の web サイトに掲載されている「市民コメント制度」メニューを「市民の意見募集」に変更し、注意書きとして「市民コメント制度」と「法令による意見聴取がある」ことを説明すればよいと考える。	市民コメント制度の対象外である法令による意見聴取につきましては、いただいたご意見のとおりであると考えますので、市ホームページでの掲載について、市民の目に届きやすい工夫を考えてまいります。	

	【受付 No.】 6－2009 【受付日】 令和6年7月3日	(担当) 広報広聴課 (電話) 048－775－4918
3	(件名) 「広報あげお」市の人口・世帯について (内容) 「広報あげお」の人口欄に出生・死亡・転出・転入の数を載せていただきたい。 【受付 No.】 6－2029 【受付日】 令和6年9月24日	例年、年度の切り替わり時に紙面改定を行っております。その際の改定項目のひとつとして、前向きに検討させていただきます。 (担当) 広報広聴課 (電話) 048－775－4918
4	(件名) 図書館本館について (内容) ①耐震性能が問題という根拠を市民に公称してください。市内の何処に図書館を建てるのか基本計画を公称してください。 ②上尾市図書館本館の新築工事の契約破棄に係る金額を公称して下さい。その金額は誰が補填するのですか？一番の原因者の市長はいくら補填しましたか？ ③上尾図書館本館の駐車場の貸借料を公表してください。過去30年間の駐車場の貸借料も広報で公表してください。その支払い先(貸借主)を公表してください。 【受付 No.】 6－2034 【受付日】 令和6年10月18日	①耐震性につきましては、令和5年5月29日(月)、行政文書公開請求書に基づき直接資料を基にご説明させていただいた通りでございます。また、現本館の老朽化対策につきましては、令和6年8月に策定した「図書館本館更新方針」でお示ししております。図書館ホームページに掲載しておりますのでご確認のほどお願いいたします。 ②新図書館複合施設に掛かった経費につきましては、人件費を除き、上尾市議会に対して報告をしているところでございます。この見直しは、当該事業をそのまま継続した場合に係るコストの大きさを考慮して行ったものと考えており、市民の皆さまにもご理解いただけるよう、現在検討を進めている本館更新をしっかりと進めてまいります。 ③駐車場の貸借料につきましては、公表資料であります予算書に既にお示ししております。(令和6年度上尾市一般会計予算 P148) また、過去30年間の貸借料、支払先(貸借主)につきましては、公表は致しかねますが、行政文書公開請求の制度に則りご対応させていただくことは可能です。 (担当) 図書館 (電話) 048－773－8521
5	(件名) 市のHPに必要な情報を加える (内容) 上尾市役所について市民の理解を深めるため、「市	ホームページの記載につきまして、12月中に「庁舎案内図」に「第三別館案内図」を追記いたします。

	のHPに必要な情報を加える」という観点で、次の施策提案をします。 現在上尾市のHPに記載されている「庁舎案内図」には、「第三別館の案内図」がありません。このことは、市民に正しい必要な情報を伝えるという点で明らかに不足しています。 以上の観点から、上尾市のHPの庁舎案内図に「第三別館案内図」を加えます。 【受付 No.】 6－2043 【受付日】 令和6年11月23日	(担当) 総務課（電話）048－775－5114
6	(件名) 5年振りに報告された温暖化について (内容) 文部科学省と気象庁は、地球温暖化が日本の気候に与える影響について5年ぶりに報告書を公表しました。報告書では、温暖化によって極端な大雨が増加し、1時間に50ミリ以上の雨が発生する頻度が20世紀末と比べて約3倍になるおそれがあるとされています。 また、被害を受けた者がさらに豪雨に見舞われ、修理費用や見舞金が少なく感じます。冠水対策や被災証明の簡素化、見舞金の増額を検討してください。	本市では、『上尾市治水整備基本計画』を令和6年6月に策定し、流域治水の推進に向けた整備を計画的に進めております。 東町地区につきましては、重点対策地区にもなっていることから、令和8年度には東町公園の敷地内に雨水を一時的に貯留させる施設の設置を予定しております。その後も文化センターの駐車場に同様の施設を設置するなど、段階的に芝川沿川の浸水対策に取り組んでまいります。 被災証明書につきましては、令和6年11月に災害発生時のすみやかな住家被害認定調査とり災証明書発行のためのシステムを導入しました。 被災状況の把握から各種支援までを一元的に管理できるようになり、円滑に災証明書の取得が可能となりました。 また、土日祝日の災証明書の受付といたしましては、マイナポータルによる電子申請にて対応しております。 ご意見を参考にし、引き続き手続きの利便性を高めてまいります。 災害見舞金につきましては、支給回数の上限は設けておりません。 なお、災害見舞金の増額及び基準の範囲の拡大につきましては、近隣市町村の状況に鑑み、制度の必要性を調査・研究してまいります。

	【受付 No.】 6－2043 【受付日】 令和7年3月27日	(担当) (上尾市治水整備基本計画について) 道路河川課 (電話) 048－775－9381 (り災証明書について) 資産税課 (電話) 048－775－5134 (災害見舞金について) 福祉総務課 (電話) 048－775－5118
--	---	--